

建設業許可申請の手引き

目 次 (1 / 2)

1. 建設業の許可とは.....1
2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分.....1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分.....2
4. 「許可業種」の区分.....2
5. 許可の有効期間.....3

建設業の許可とは

1. 「許可要件」と「次格要件」とは.....4
2. 常勤役員等の体制について.....4
3. 適切な社会保険に加入していることについて.....6
4. 専任技術者.....7
5. 故障性.....9
6. 財産的基礎等.....9
7. 次格要件.....10

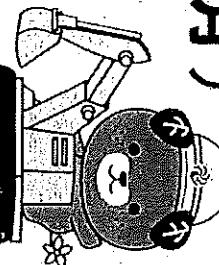
建設業の許可の手引き

1. 「申請区分」と「申請手数料」について.....11

2. 申請書の提出部数について.....12
3. 商業登記簿謄本等の添付について.....12
4. 許可の更新について.....12
5. 申請書類等の提出先について.....12
6. 許可申請に必要な書類.....12
- ☆、許可申請書添付書類一覧.....13
- ★、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料.....16
- ☆、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料.....17
- ★、専任技術者の確認資料.....19
- ☆、提出書類のとじ方(申請書).....20

愛媛県

(令和3年1月)



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

目次 (2/2)

- ★. 事業年度終了後の決算報告(決算変更届) 21
- ★. 変更等の届出事項と提出書類 22
- ☆. 提出書類のどじ方(変更届) 23

1. 建設業の許可とは
「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。(建設業法(以下法)という。)第3条第1項)

【軽微な建設工事の範囲】

建築一式工事の場合	工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m ² に満たない木造住宅※を建設する工事
建築一式工事以外の場合	工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※消費者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合には、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

※木造住宅とは、主要構造部が木造で、①住宅、②共同住宅、③店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

※軽微な建設工事のみを請け負う業者であっても、その工事が解体工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」による解体工事業の登録を受ける必要がある。

☆. 建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先 30

★. 営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧 31

☆. 國土交通省令で定める学科(指定学科一覧) 35

★. 複数業種に係る実務経験 36

☆. 市町コード表(愛媛県) 37

★. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 38

☆. 許可申請等の手続きに係る押印廃止について(令和3年1月1日~) 42

★. 許可等の書類に係る簡素化について(令和2年4月1日~) 43

☆. 健康保険被保険者証(写)のマスキングについて(令和2年10月1日~) 44

★. 國土交通大臣許可業者の書類提出先について(令和2年4月1日~) 45

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分
取得する建設業許可が国土交通大臣許可(以下「大臣許可」という。)となるか、都道府県知事許可(以下「知事許可」という。)となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。(法第3条第1項)

【大臣許可・知事許可の区分】

大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に範囲はありません。

「営業所」とは

- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、採算の契約締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所においては、当該業種について営業することはできません。

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

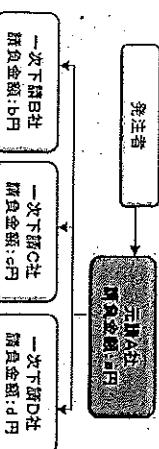
建設業の許可是、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)

特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



第一次下請業者
請負金額: b円

第二次下請業者
請負金額: c円

第三次下請業者
請負金額: d円

第三次下請業者
請負金額: e円

第三次下請業者
請負金額: f円

第三次下請業者
請負金額: g円

第三次下請業者
請負金額: h円

第三次下請業者
請負金額: i円

第三次下請業者
請負金額: j円

第三次下請業者
請負金額: k円

第三次下請業者
請負金額: l円

第三次下請業者
請負金額: m円

第三次下請業者
請負金額: n円

第三次下請業者
請負金額: o円

第三次下請業者
請負金額: p円

第三次下請業者
請負金額: q円

第三次下請業者
請負金額: r円

第三次下請業者
請負金額: s円

第三次下請業者
請負金額: t円

第三次下請業者
請負金額: u円

第三次下請業者
請負金額: v円

第三次下請業者
請負金額: w円

第三次下請業者
請負金額: x円

第三次下請業者
請負金額: y円

第三次下請業者
請負金額: z円

4. 「許可業種」の区分

建設業の許可是、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細別紙①建設工事の業種区分一覧表)をご覧下さい。)

【建設業許可業種】

建設工事の種類	業種	路号	建設工事の種類	業種	路号
土木一式工事	土木工事業	土	ガラス工事	ガラス工事業	ガ
建築一式工事	建築工事業	建	塗装工事	塗装工事業	塗
大工工事業	大	防水工事	防水工事業	防	
左官工事業	左	内装仕上工事	内装仕上工事業	内	
ヒビ・コンクリート工事業	ヒビ・コンクリート工事業	ヒ	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機
石工事	石工事業	石	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	熱
屋根工事	屋根工事業	屋	電気配線工事	電気配線工事業	電
電気工事	電気工事業	電	造園工事	造園工事業	園
管工事	管工事業	管	さく井工事	さく井工事業	井
タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事	タ	建具工事	建具工事業	具
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼	水道施設工事	水道施設工事業	水
鉄筋工事	鉄筋工事業	筋	消防施設工事	消防施設工事業	消
舗装工事	舗装工事業	舗	清掃施設工事	清掃施設工事業	清
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業	しゆ	解体工事	解体工事業	解
板金工事	板金工事業	板			

5. 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。

なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了となります。

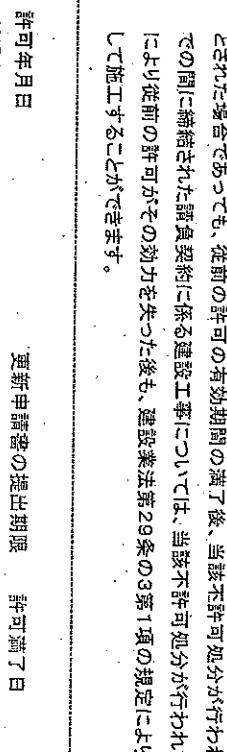
引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。

【法第3条第3項、施行規則第5条】
更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。

【法第3条第4項】

許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約による建設工事については、当該不許可処分が行われることにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。

【法第3条第4項】



建設業の許可要件

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは
建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の国土交通省令に定める基準に適合する者であること。

(1) 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし、適切な経営能力を有すること。

(2) 適切な社会保険に入加入していること。

(3) 営業所ごとに専任技術者を配置していること。

(4) 諸負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

① 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。

② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。(7. 欠格要件を参照)

2. 常勤役員等の体制について

建設業者の事業の持続可能性の観点から、経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、常勤役員等の体制が一定の条件を満たすものとして、①又は②のいずれかの者を選くことが必要です。

①常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること

a. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

b. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)にある者として経営業務を管理した経験を有する者

c. 建設業に別し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

全ての建設業の種類をいい、基準ごとの区別ではなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他の支店長、営業所長等営業取引上対外的に業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

建設工事の施工に係る地位における業務経験

～執行役員等としての経営管理経験～

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関する業務執行権限の委託を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

建設工事の施工に係る地位における業務経験

経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他の支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職務上の地位にある者)にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに關する業務経験をいう。

社会内や工事現場における労働の管理や社会保険関係の手続きに關する業務経験をいう。

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に關する業務経験をいう。

(注)財務管理、労務管理、業務運営の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

建設工事の施工に係る地位における業務経験

【建設の業務運営を行なう場合の取扱いについて】

常勤役員等を直接に補佐する者が、労務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、労務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を相当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。

【建設工事の請負による場合の取扱いについて】

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ職制上の地位にある者といい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

3. 適切な社会保険に加入していることについて

建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険に加入していない場合は、許可を受けることができません。そのため、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する適用事業所に該当する全ての営業所(法第3条に規定する営業所)について、関係法令に規定する届書を提出していく必要があります。

健康保険

健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出していること。

厚生年金保険

厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出していること。

雇用保険

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出していること。

⑤ 「営業所」は法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時譲り受け契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は、当然ここでいう適用事業所には含まれない。雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所についても、ここでいう「適用事業の営業所」には該当しない。

4. 専任技術者

(1) 専任技術者の配置

建設工事に關する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に關する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に關する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後に、専任技術者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の次如として許可の取消となる場合があります。(法第29条第1項第1号)

「専任」とは…

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従つて、雇用契約等により事業主体と組織的な關係を有し、休日その他の勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業所の専任技術者については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管轄する建築士 専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者など

⑥ 「営業所における専任技術者」は、工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできません。

特例として、営業所における専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼務するためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ① 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事で、請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上でないこと。

(2) 専任技術者の資格要件

許可を受けるとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。官公署所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者の資格要件 ① 一定の国家資格等(注)有する者	特定建設業の専任技術者の資格要件 ① 一定の国家資格等(注)有する者
<p>② 許可を受けるようとする建設業に係る建設工事に就いて、 ・大学又は高等専門学校の指定学科(注3)を卒業した後、3 年以上の実務経験を有する者 ・専門学校の指定学科を卒業した後、3年以上の実務経験 を有する者で、専門士又は高専専門士を有するもの(注4) ・高専学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業 した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者 (注5)</p> <ul style="list-style-type: none"> -旧業種卒業業種制度改定規則による検定で、指定学科合 格後5年以上、又は専門学校卒業業種制度による検定 で、指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海事での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容に つき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、一般建設業の 營業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>② 一般建設業の営業所専任技術者となり得る技術資格要件 を有し、かつ、許可を受けるようとする建設業に係る建設工 事に就いて、発注者から直接請け負うものにについて、2年以内 額が4,500万円以上(注7)あるものについて、2年以内 建設工事の請け、施工の全額に亘りて工事実務主任や 監理監修者のようないすゞで工事の技術面を総合的に指導 監督した経験を有する者(指定建設業(注8)を除)</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海事での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容に つき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、特定建設業の 営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業(業種)に就いて、過去に特認監査官を受 け、同監査の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣 が定める者(監に合格した者)(注9)
<p>(注1) 営業所専任技術者となり得る国家資格者等については、別紙の「営業所専任技術者となり得る 国家資格等一覧」を参照下さい。</p> <p>(注2) 「実務経験」とは、建設工事に關する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の施 工及びその見習いに從事して経験も含めますが、ただ単に建設工事の業務のみの経験につ いては含まれません。(「建設業許可申請ガイドライン」について参照)</p> <p>(注3) 「指定学科」とは、建設業の運営ごとに、当該建設業と直接に関連する学科として指定されている ものをいいます。別紙の「国土交通省令ごとに定める学科等」を参照下さい。</p> <p>(注4) 専門士とは、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する 規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定するものを指 します。</p> <p>(注5) 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」については、別紙の「複 数業種に係る実務経験」を参照下さい。</p> <p>(注6) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省建設業課にお問い合わせ下さい。</p> <p>(注7) 以下についても、4,500万円以上の建設工事に關する実務経験とみなされます。 ・昭和50年10月1日前に譲負代金の額が1,500万円以上4,500万円未 満の建設工事に關する実務の経験 ・昭和50年10月1日前に譲負代金の額が1,500万円以上4,500万円未 満の建設工事に關する実務の経験</p> <p>(注8) この特別認定講習及び検査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたもので あるため、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。</p>	<p>① 一定の国家資格等(注)有する者</p>

5

許可を受けるとする者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者)法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他のいかなる名稱を有する者であるかを問はず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)若しくは一定の使用者(支配人及び商店又は常時建築工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。)をいう。以下同じ。)が、個人である場合には、その者又は一定の使用者が請負契約に関する「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者が必要です。

・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもつて免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

既存の企業にあっては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては、創業における財務諸表において判断します。

既存の企業にあっては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては、創業における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合 特定建設業の許可を受ける場合

次のいずれかに該当すること。	次のすべてに該当すること。
①自己資本の額が500万円以上であること。	①内債権の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
②500万円以上の資金を調達する能力を有すること。	②流動比率が75%以上であること。
③許可申請直前の過去5年間、建設業の許可を受けて継続して営業・販売業を営んでおり、かつ、	③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、
受けて継続して営業・販売業を営んでおり、かつ、	自己資本の額が4,000万円以上であること。

○「自己資本」とは、法人にあっては賃貸契約照査における純資産会計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
○「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等を得られることをいう。
○「次貸の強」とは、法人にあっては賃貸契約の総利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益剰余金及び任意積立金の合計額を上回る額、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
○「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。
○「資本金」とは、法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては、期首資本金をいう。
○取扱いについては、「経営再建中の建設業者等が、特定建設業の許可の更新を行おうとする場合は建設省規律第11号」を参照のこと。

7. 欠格要件

許可を受けようとする者はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事

- ① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事
- 業の記載が欠けている場合

- ② 以下のいずれかの事項に該当する場合(投資等、支配人又は營業所の長に該当者がある場合を含む)
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・不正の手段により許可を受けたこと、または營業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
 - ・許可の取消処分を免れるために営業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - ・許可の取消処分を免れるための営業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る期間の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(更新の場合は適用しない)
 - ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・建設業法、またはその他の法令の規定に違反して罰金の刑に処され、その刑の執行を終り、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
 - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段(同法第3条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれららの規定を適用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第88条第1項(第1号に係る部分に限る。)
- ・宅地造成等規制法第4条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第20条
- ・都市計画法第51条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・労働基準法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第60条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

1. 「申請区分」と「申請手数料」について

申請区分	概要	申請手数料
新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けいない者が、許可を申請する場合	9万円
許可変更・新規	以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合	9万円
①	国土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することになったとき	
②	都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することになったとき	
③	区域内に営業所を有することになったとき	
3. 特新規	以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合	9万円
①	一般建設業の許可のみを受けていた者が新たに特定建設業の許可を申請する場合	
②	特定建設業の許可のみを受けていた者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	
4. 建設業種追加	以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合	5万円
①	一般建設業の許可を受けている者が他の建設業(業種)について一般建設業の許可を申請する場合	
②	特定建設業の許可を受けている者が他の建設業(業種)について特定建設業の許可を申請する場合	
5. 更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合	5万円

○愛媛県入り証紙を、正本の所定の欄に貼付すること

○一般と特定の許可を同時に申請する場合、更新と業種追加を同時に申請する場合等、複数の申請を1つにまとめて申請することができます。

ただし、それぞれの申請について手数料がかかるので留意すること。

●例

- ・一般と特定の許可を同時に申請する場合: 18万円(般+特新規)
- ・更新と業種追加を同時に申請する場合: 10万円(更新+業種追加)
- ・般・特新規の許可と業種追加を同時に申請する場合: 14万円(般+特新規+業種追加)
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第60条

【知專許可】 許可由請專添付書類一覽 (用紙一覽)

2. 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、次のとおりです

正本	1部
副本	1部
入力用紙※	1部

衆が△△（申請書等のうち、△△△を表示された件に書き込むようになっているもの）の
ある機器の写真

卷之三

卷之三

「我說過，我會把這件事情辦妥的！」

5. 申請書類等の提出先について

許可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出すること(「申請」)を参照。

6. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けたためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は環境省のホームページからダウンロードできます。

ホーム > 署政情報 > 電子行政サービス > 申請書等電子配布サービス > 申請書等電子配布サービス > 組織別一覧 > 土木部 > 建設業許可申請関係
<https://www.pref.ehime.jp/sensei/data/doboku/070/070005/070005.html>

[知事許可] 許可申請書添付書類一覽 (用紙一覽)

【知事許可】許可申請書添付書類一覽（用紙一覧）

申請区分	新規 許可の届出	4) 契約追加 + 新規 5) 变更 新規 + 新規 6) 股 份新規 + 契約追加 9) 股 份新規 + 契約追加 + 变更 新規	7) 股 份新規 + 变更 新規
登記書類	登記申請書 登記保険契約 登記保険、原生人金保険及び雇用保険の加入確認書 (第2号契約)	登記申請書 登記保険契約 登記保険、原生人金保険及び雇用保険の加入確認書 委任状(代理申請の場合は)	登記申請書 登記保険契約 登記保険、原生人金保険及び雇用保険の加入確認書 委任状(代理申請の場合は)
(※)印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ可能な書類			
◎ 記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提出を求めることがあります。			
(注1) 別表(1)、(2)の記入方法	従事する營業所がない場合であつて別紙(1)、(2)は必要となるので、余白に「該当なし」と記入し添付すること。なお、その場合は主たる營業所の欄については記入不要。	中請区分が「美濃道加」、「岐阜・特新規」の場合は、當該營業所において營業する業種の全てを記入する。と「營業しようとする建設業」が変更になった場合は、當該營業所において營業する業種の全てを記入する。	(1)「美濃道加等」により「營業しようとする建設業」が変更となつた營業所についての記入をし、(2)に更新に関する内容を記入する。
(注2) 当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。	(注3) 建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの證明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、身分証明書においては、離婚手続開始の決定を受け後援を得ない者に該当しない旨の認定がなされた者に該当している場合は、提出不要。	(注4) その營業所を使用する権原を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。	(注5) 登記申請書(様式第1号別紙)に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、「賄引」の欄への記載並びに署名及び押印は不要。
(注6) 資本の額が1億円超、又は最終の資本対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上の株式会社(会社の施行に伴う關係法律の適用範囲に属する法律(平成7年法律第37号)第2条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成の方と違つていますので、それ以外の方は添付不要です。	また、金融商品取引法(昭和25年法律第25号)第21条に規定する有価証券報告書提出会社にあっては、有価証券報告書の提出をもって附則明細表の提出に代えることができます。	押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(昭和24年建設省令第14号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第98号)の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続を簡略して提出が必要な書類への押印が不要となりました。	当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類への契印も廃止します。

令和3年1月から

注4) その當選所を使用する権原を認証するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。
押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令
(国土交通省令第98号) の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則
(昭和24年建設省令第14号) の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに
際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。
当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の確認として、下記1と2について、それれ書類を提出してください。提出できる書類の内容により、必要に応じ複数の書類を用意してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1. 証明者における被証明者の経験等が確認できる書類

- ア 被証明者が証明者の役員・支配人であったことを確認できる登記事項証明書(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、開鑿事項全部証明書等)
- イ 被証明者が証明者の役員・支配人・令3条に規定する使用者であったことを確認できる建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等(証明者が建設業許可を受けたものである場合)
- ウ 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控の写(原本提示)(個人事業主が自己証明する場合)

2. 証明者における建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 被証明者が建設業許可業者である場合、建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、事業年度経過後の変更届出書
- イ 被証明者が建設業を営業していたことが確認できる工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写(原本提示)
- ウ その他、建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の常勤性を証明するものとして、次のいずれかの書類を提出してください。

- ア 営業執行を行つ特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認できる業務分掌規程その他のこれに準ずる書類
- イ 建設業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委託を受けていることを確認できる定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他のこれに準ずる書類
- ウ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- キ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)
- コ 「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

- ア 被証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずることを確認できる業務分掌規程、過去の裏譲書その他これらに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の補佐経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ 被証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずることを確認できる人事発令書その他のこれに準ずる書類
- オ その他、準ずる地位にあって経営業務を補佐していことを確認できる書類

各地方整備局等建設業担当課 建設業主監理課 様

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第7条の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。

許可を受けるとする者が健康保険の適用事業者(※)である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書の写し(以下、「健康保険被保険者証等」という。)により常勤性の確認が可能であるが、平成20年4月1日から後期高齢者制度が施行されることにより、76歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者(以下、「後期高齢者等」という。)については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。(下記参照)

後期高齢者等の常勤性の確認については、建設保険被保険者証等に代わる資料として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

(注) 法人の事業所及び常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用箇所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

現行: 76歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。

そのため、以下により常勤性が確認可能

・健康保険被保険者証により勤務地が記載されている

・健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業者の名前が記載されている

新制度: 後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

・新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない

・社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

2. 健康保険被保険者証等に代わる確認書類

(1) 対象者

(2) の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

① 昭和22年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者

② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般的従業員の概ね4分の3以上の者

③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

(2) 確認書類

○ 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続い雇用するとき

…「厚生年金保険70歳以上被用者 課担当」

○ 7月1日に対象者を雇用しているとき

…「厚生年金保険70歳以上被用者 算定期間届出」

*詳細は、下記URLで確認

(参考)

「後期高齢者医療制度」について

厚生労働省HP

「医療制度改革に関する情報」↓

<http://www.mhlw.go.jp/funyushakaihoshou/iryouseido01/info02d.html>

「厚生年金保険70歳以上被用者算定期間届出」について

社会保険庁HP

パンフレット「事業主のみなさまへ(平成19年4月より厚生年金保険の新しい仕組みが始まります。)」↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/inform/nanpoub/index.htm#p1>

新規

専任技術者の確認資料(参考)

1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか

健康保険被保険者証の写(事業所名が記載されているものに限る。)

雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る。原本提示)

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬額決定通知書の写(原本提示)

住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)

法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)

個人においてはその写(原本提示)

キ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)

2 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの

ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示

イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示

ウ 技術者の要件が実務経験の場合は

① 実務経験の内容を確認できるもの

② 工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写(原本提示)

ア 実務経験期間の常勤(又は當業を確認できるものとして次のいずれか

・健康保険被保険者証の写事業所名と資格取得年月日の記載されているもの

で、引き続き在職している場合に限る。)

・厚生年金加入期間証明書

・特別徴収税額通知の写(期間分一原本提示)

・確定申告書(受付印押印のもの)

・表紙と役員報酬明細の写(期間分一原本提示)

ヒ 指導監督的実務経験の場合は、契約書の写

更新
常勤性を証明するものとして上記1のア、ウヘキのうちいずれか

◎記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。

提出書類のとじ方(申請書)

知事許可業者に係る申請書は次のとおり分冊して提出してください。

1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(それをクリップ等で留めてください。)

提出期限: 4ヶ月以内	提出書類の名稱	提出者の別
◇事業年度終了後の決算報告(決算変更届)		
ガットライントラック別紙8	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書、完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 ※ 事業報告書(任意株式・株式会社のみ) 事業税の納税証明書	法人の場合
ガットライントラック別紙8	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書 事業税の納税証明書	個人の場合
第2号 第3号 第18号 第19号	賃借対照表 直前3年の各事業年度における工事施工金額 損益計算書 事業税の納税証明書	
第4号 第7号の3 第11号	[変更があった場合のみ] 使用人数 健康保険等の加入状況 建設業法施行令第3条に規定する使用者の登録 定款(法人のみ)	法人・個人
1 申請書類 (閲覧対象) 正本 1部 副本 1部	2 申請書類 (閲覧対象外) 正本 1部 副本 1部	3 確認書類 (閲覧対象外) 1部

※資本の額が1億円超、又は最終の賃借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上 の株式会社(会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2項に規定する特別有限会社 を除く。)が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。
また、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書提出会社においては、有価証券報告書の 写しの提出をもって附屬明細表の提出に代えることができます。

許可を受けた後、商号・名称、営業所所在地、役員、営業所の専任技術者等に変更事項が生じた場合又は法第12条に該当することになった場合には、別紙「変更届等の届出事項と提出書類」のとおり変更届出書等を作成し、それぞれ定められた期限内に提出を行う必要があります。
また、事業年度終了後の決算報告(決算変更届)は、毎年度必ず届け出してください。

なお、提出部数及び提出先は許可申請書と同じです。

<変更等の届出事項と提出書類>

○:必要な書類 ▲:場合によって必要な書類

届出事由	提出期限													
	事実の発生したときから14日以内							事実の発生したときから30日以内						
常勤役員等又は常勤役員等を直接に指名する者(ほ主第7号又は7号の2に記載されている者)※2	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
専任技術者※2	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
欠格要件に該当したとき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令第3条に規定する使用人※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所の名称・所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所の新設※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所の廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所の業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所の業種廃止	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資本金額	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人業者又は支配人の氏名※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支配人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支配人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃業(全部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃業(一部)	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
毎事業年度(決算期)を経過したとき※8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1)営業所に係る変更がない場合は(第二面)は提出不要。

※2)改姓・改名の場合は、改姓・改名後の戸籍抄本又は住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)を添付。

※3)法人で登記事項となっている場合に添付。

※4)このほか、営業所の代表者及び専任技術者に関する届出が必要。

※5)当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

※6)廃業した業種以外に専任技術者として担当する業種がない場合に添付。

※7)一部廃業した業種以外に、まだ専任技術者として担当する業種がある場合に添付。

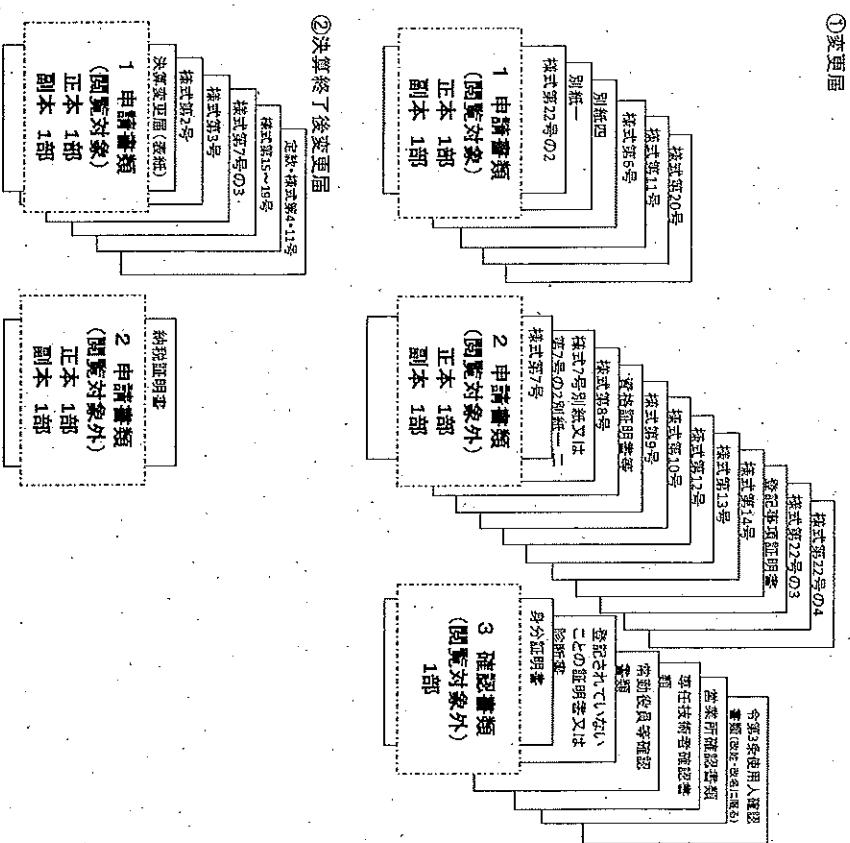
※8)決算変更届表紙(別紙8)により提出

知事許可業者に係る変更届出書類は次のとおり分冊して提出してください。

1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(書類が複数枚になるときはクリップ等で留めてください。)

提出書類のとじ方(変更届)



【承継の認可】

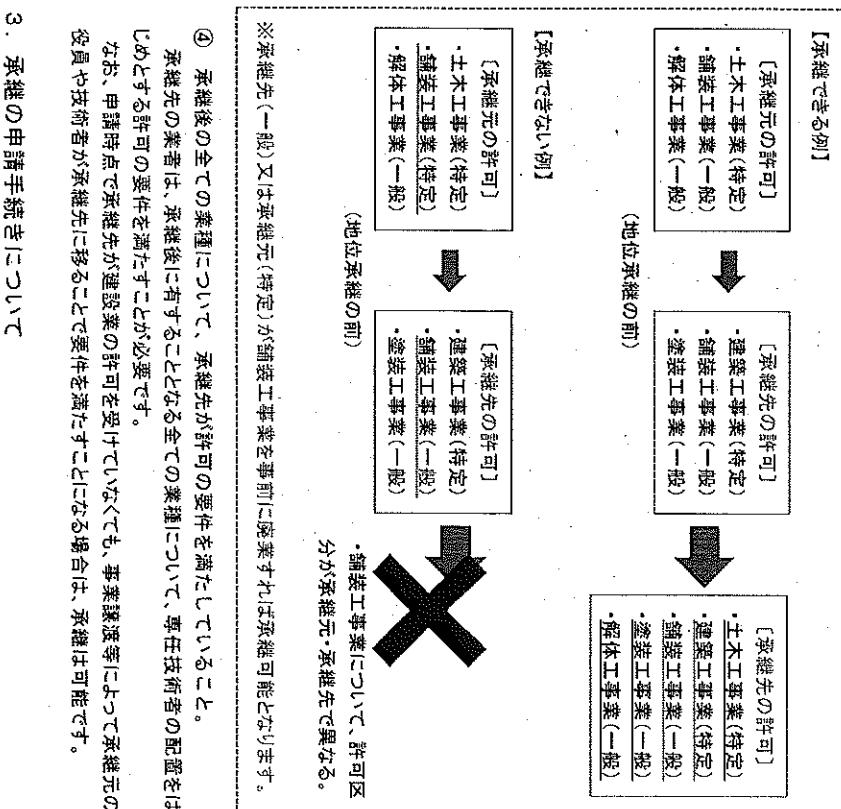
建設業者が事業の譲渡（個人事業主が生前に行う事業承継、法人成りも含む）、会社の合併又は分割を行い、建設業の全部を他の者が承継する場合に、あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き継ぎ當もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 30 日以内に認可の申請を行うことで、被相続人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

2. 承継の要件について

承継の認可を受けるためには、次の全てに該当していることが必要です。

- ① 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること。
相続以外の承継事業の譲渡、合併及び分割については、事実の発生前にあらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。
そのため、早くとも承継の事業発生日の 30 日前までに申請を完了させてください。
- ② 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること。
承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継することはできません。
なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。
- ③ 承継元が許可を受けている建設業の業種区分（一般、特定）について、承継先が同一の業種で異なる区分の許可を受けていないこと。
1つの業者が同一の業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。このため、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じに限り、許可の承継が可能です。



(2) 申請書類等の提出先について

承認元が茨城県知事許可を受けている場合の認可申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局運輸課部、または土木事務所に提出してください(お問い合わせ先を参照)。なお、次のいずれかに該当するときの提出先は、承認後の建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局(又は北海道開発局)となります。

- ① 承継先がすでに国土交通大臣許可を受けている。
 - ② 承継先が既に愛媛県以外の都道府県知事許可を受けている。

(3) 承継の対象について

- 、建設業者としての地位を有するところは、法第46条の規定による建設業の意味更に受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。

このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人(個人)そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

(4) 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

- ② 承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き継ぎ使用することとなります。

ただし、承継人が建設業者である場合は、承継人と被承継人の許可番号のどちらを使用するか選択することができます。

建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかるらず、当該承継の日の翌日から起算(5年間)することとなります。

(5) 認可申請に必要な書類について

- 承継の認可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。認可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

ホームページ > 県政情報 > 電子行政サービス > 申請書等電子配布サービス > 申請書等電子配布サービス

<https://www.pref.elime.jp/sensei/data/doboku/070/070005/070005.html>

認可申請について、申請手数料はかかりません。

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

○・・・必要書類　●・・・該当があれど必要書類

【知事許可】認可申請書添付書類一覽（用紙一覧）

○ 一 必要事項 ● 一 既往歴がわざわざ必要とせぬ
合併症あり立派な云々人又は既往歴なしより自己申告する方法である場合に誤解不満不快感を生む

國人合併而統一。今朝天皇雖立文官相模人爲總督，實可嘉者。然合二事不可得兼。若以御事爲主，又非有司所宜。或以御事爲副，則御事不復能專其職矣。故請更定而聽之。此一例之當紀也。臣聞御事之職，非生非死。合二事不可得兼。若以御事爲主，又非有司所宜。或以御事爲副，則御事不復能專其職矣。故請更定而聽之。此一例之當紀也。

◎ 許可申請開始点において、車両登録後の時点における財務摘要の提出や、常勤労働者及び常勤労働員等を記載する者や車両技術者の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後遅くに提出する必要があります。
◎ 記載内容の審査を行うにあたりては、申請書類以外にも内審確認のために必要となる書類の提出、又は

提出を求めることがあります。

(注2) 資本の額が億円以上、又は資本の貸借別形の負債の額に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備措置に関する法律(平成11年法律第87号)施行令第2項に規定する特別有限会社を除く。)が作成の対象となりますので、それ以外の方は新付不需要です。

前記、金額報告書の提出は、昭和23年法規第25号の第24条に規定する有価証券監督官が提出会社にあっては、有価証券監督官の指揮、監督をもって財務主査の提出に代えられることができます。(註3)

間、「廟間」、「相談役」及び「株主等」については、「貴賄」の欄への記載並びに器名及び押印は不要。
（注5）
（当面）の間、「廟間」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。
（注6）

(注7) 建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、登記証明書においては、被監修手帳の決定を受けた被監修者を登記に該当しない旨の証明に併せて登録後被監修入り及び被監修登記とみなされる旨に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先

「建設業許可申請書」・「経営規範等評価申請及び総合評定申請書」の提出及びこれら申請に係る問い合わせ等につきましては、主たる営業所の所在地を所管する以下の各地方建設局・土木事務所までお願いします。

主たる営業所の所在地	問い合わせ先
四国中央市	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455. (内線308、309)
新居浜市、西条市	東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0402 西条市豊多川796番地1 電話番号 0897-56-1300. (内線407、408)
今治市、上島町	東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-8902 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500. (内線262、268)
松山市、伊予市、東温市、 松前町、西部町	中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502 松山市北田町132番地 電話番号 089-909-8769. (ダイヤルイン)
久万高原町	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210. (内線415、416)
大洲市、内子町	南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504 大洲市東大洲174 電話番号 0893-24-5121. (内線304、306、322)
八幡浜市、伊方町	南予地方局八幡浜土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒796-0048 八幡浜市北洋一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111. (内線406、407)
西予市	南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331. (内線134)
宇和島市、松野町、 鬼北町	南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211. (内線407、408)
愛南町	南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145. (内線205)
一	愛媛県土木部土木管理局土木管理課（契約・建設業G） 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643 (ダイヤルイン) ※お問い合わせのみ対応

當事所專任技術者となり得る國家資格第一管

「○特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等。

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

「○」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

薦舉所専任技術者となり得る国家資格第一覧

「○」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

總公司特定建設業指定了某種

国土交通省令で定める学科

「建設業法施行規則第一条」

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学(建築土木、鉄道土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
鋼構工事業	
建築工事業	
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
ビビ・土工工事業	
石工事業	
園林工事業	土木工学又は建築学に関する学科
タイル・レンガ・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事	
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築工学に関する学科
機械器具製造工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉄山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
埋具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

*特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者にもなれます。

なお、特定建設業に係る指定建設業(7業種)の専任技術者となる者は、上記「①」に該当する者又は大臣特認に該当する者に限られます。

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)については、以下のとおりです。

※1: 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者としてみなされる。

※2: 平成27年度以前の合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要(いずれかの要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)

なお、2級建築施工管理技士(建築)については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業に係る技術者に該当しないため、経過措置の適用はない。

※3: 技術士試験に係る資格は当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要(いずれかの要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)

【登録解体工事講習とは…解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であった国土交通大臣の登録を受けたものをいう。】

※4: 2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は、合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要

(要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)

(注2) 等級区分が2級の場合、平成15年度以前の合格者については合格後必要な実務経験は1年以上となります。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。)

(注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本基礎建設協会及び(一社)コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。)

(注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格

(注6) 建築物等に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。)

(注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(公社)全国解体工事業団体会連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。)

(注8) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、同一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類について10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実務経験	
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者及び屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	建築工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	ガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者	ガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者

建設業許可・経営事項審査関係 市町コード表(愛媛県)

市町名	コード	所在地
四国中央市	38213	四国中央土木事務所
新居浜市	38205	東予地方局建設部
西条市	38206	今治土木事務所
上島町	38356	
松山市	38201	
伊予市	38210	中予地方局建設部
東温市	38215	
松前町	38401	
砥部町	38402	
久万高原町	38386	久万高原土木事務所
大洲市	38207	大洲土木事務所
内子町	38422	
八幡浜市	38204	八幡浜土木事務所
伊方町	38442	
西予市	38214	西予土木事務所
宇和島市	38203	
松野町	38484	南予地方局建設部
鬼北町	38488	
愛南町	38506	愛南土木事務所

別紙① 運営方法による建設工事の業種区分一覧表（1／4）

業種区分	業種区分名	業種区分の特徴
1 土木・式工事	土木工事業 又は構造工事 以下同じ)	総合的な土木、機械、設備、鋼筋等の工事。また、土木工事、機械工事、設備工事等の工事を併せ持つ工事を含む。
2 建設一式工事	建設工事業 他のものと組合せた工事	機械的な装置、機器、架橋等の加工又は取扱い工事、又は機械的工事等の工事を組合せた工事。
3 大工工事	大工工事業 作業用木製機械を組合せた工事	機械的な装置、機器、架橋等の加工又は取扱い工事、又は機械的工事等の工事を組合せた工事。
4 左右工事	左右工事業 左側工事等	工作物に左右、内外、内外等の位置関係を有する工事。又は、左側工事、右側工事等の工事を組合せた工事。
5 リート工事	リート工事業 等	地所等で行う工事。又は、地所等の工事。
6 石工業	石工業 石工事等	石の工事。又は、石工事等。
7 鋼構工事	五、六、七、八 鋼構工事業 により組合せ工事	リート工事又は積石工事、石工事等の工事を組合せた工事。
8 乾工事	乾工事等 等	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ③塗装工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
9 雷工事	雷工事等 等	①固定地盤工事、送配電線工事、水道管等の地下管の施工等の工事等。 ②機械装置等の設置工事等の工事等。
10 タイヤ・輪・がま 類の工事	タイヤ・輪・がま 類の工事	①車輪等の修理等の工事等。 ②スチール・タイヤ等の修理等の工事等。
11 鋼構造工事	鋼構造工事 等	①ビ・エー・コントローラー工事等の組合せ工事等。 ②機械装置等の組合せ工事等。
12 鋼筋工事	筋筋工事等 合、又は組合せ工事	①ビ・エー・コントローラー工事等の組合せ工事等。 ②筋筋工事等の組合せ工事等。
13 鋼工事	鋼筋工事等 等	筋筋等の組合せ工事等。
14 じゆれつ工事	じゆれつ工事 等	①瓦、アスベスト等の瓦の施工等。
15 鋼金工事	板金工事等 等	金属板等を加工して工事等。
16 ガラス工事	ガラス工事 等	工作物をガラスで仕立てた工事等。

別紙① 運営方法による建設工事の業種区分一覧表（2／4）

業種区分	業種区分名	業種区分の特徴
1 土木・式工事	土木工事業 又は構造工事 以下同じ)	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ③塗装工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
2 建設一式工事	建設工事業 他のものと組合せ工事	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ③塗装工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
3 大工工事	大工工事業 作業用木製機械を組合せた工事	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ③塗装工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
4 左右工事	左右工事業 左側工事等	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ③塗装工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
5 リート工事	リート工事業 等	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
6 石工業	石工業 石工事等	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
7 鋼構工事	五、六、七、八 鋼構工事業 により組合せ工事	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
8 乾工事	乾工事等 等	①フレットコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。 ②ストレートコート工事のうち、塗装等の上に作業を組合せた工事等。
9 雷工事	雷工事等 等	①固定地盤工事、送配電線工事、水道管等の地下管の施工等の工事等。 ②機械装置等の設置工事等の工事等。
10 タイヤ・輪・がま 類の工事	タイヤ・輪・がま 類の工事	①車輪等の修理等の工事等。 ②スチール・タイヤ等の修理等の工事等。
11 鋼構造工事	鋼構造工事 等	①ビ・エー・コントローラー工事等の組合せ工事等。 ②機械装置等の組合せ工事等。
12 鋼筋工事	筋筋工事等 合、又は組合せ工事	①ビ・エー・コントローラー工事等の組合せ工事等。 ②筋筋工事等の組合せ工事等。
13 鋼工事	鋼筋工事等 等	筋筋等の組合せ工事等。
14 じゆれつ工事	じゆれつ工事 等	①瓦、アスベスト等の瓦の施工等。
15 鋼金工事	板金工事等 等	金属板等を加工して工事等。
16 ガラス工事	ガラス工事 等	工作物をガラスで仕立てた工事等。

引紙の運営者による運営手帳の選択区分一覧表(3/4)

卷之三十一

工事名	工事内容	施工業者	施工場所	工事の特徴		監査結果	監査結果の示す問題
				監査結果	監査結果の示す問題		
27 消防施設工事	消防施設工事 消火栓工事	火災警報装置、消火栓設備 消火栓工事	火災警報装置、消火栓設備 消火栓工事	①全般に火災警報工事、ブランク工事、消火栓工事、消火栓設備工事等が実施された。②既存の消火栓設備は、既存の消火栓設備を改修して、消火栓設備工事として実施された。③既存の消火栓設備は、既存の消火栓設備を改修して、消火栓設備工事として実施された。	①既存の消火栓設備工事、ブランク工事、消火栓工事、消火栓設備工事等が実施された。②既存の消火栓設備は、既存の消火栓設備を改修して、消火栓設備工事として実施された。③既存の消火栓設備は、既存の消火栓設備を改修して、消火栓設備工事として実施された。	監査結果	監査結果の示す問題
28 消防施設工事	消防施設工事 消火栓工事	消火栓改修工事又は改修工事 消火栓改修工事又は改修工事	消火栓改修工事又は改修工事 消火栓改修工事又は改修工事	①消火栓改修工事又は改修工事として実施された。②既存の消火栓改修工事又は改修工事は、既存の消火栓改修工事又は改修工事として実施された。③既存の消火栓改修工事又は改修工事は、既存の消火栓改修工事又は改修工事として実施された。	①消火栓改修工事又は改修工事として実施された。②既存の消火栓改修工事又は改修工事は、既存の消火栓改修工事又は改修工事として実施された。③既存の消火栓改修工事又は改修工事は、既存の消火栓改修工事又は改修工事として実施された。	監査結果	監査結果の示す問題
29 消火栓工事	既存工事	既存工事	既存工事	①既存工事として実施された。②既存工事は、既存工事として実施された。	①既存工事として実施された。②既存工事は、既存工事として実施された。	監査結果	監査結果の示す問題

令和3年1月から

建設業の許可等に係る書類が簡素化されます！

(令和2年4月1日～)

建設業法及び同法施行規則の規定に基づき申請又は提出する書類の押印等が不要となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。
□押印が不要となる様式等については、次のとおりです。

△建設業法施行規則(様式)等

第1号	建設業許可申請書	第6号	監査書
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	第7号の2	常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書
第7号の3	健康保険等の加入状況	第8号	専任技術者証明書
第9号	実務経験証明書	第10号	指導監督的実務経験証明書
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査書	第13号	令3条使用人の調査書
第22号の2	変更届出書	第22号の3	届出書
第22号の4	廃業届	第22号の5	譲渡及び吸収け認可申請書
第22号の6	登録書	第22号の7	合併認可申請書
第22号の8	分割認可申請書	第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書	第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書	第1号、第2号	第三者証明書
第9号、第10	第三者証明書	その他	許可証明願
号關係	委任状	その他(別紙)	許可申請の取下用紙
その他(別紙)	決算整理表紙	その他(別紙)	認可申請の取下用紙
その他(別紙)	認可の取下用紙	11.16	

○経由事務の廃止について

国土交通大臣許可業者について、建設業許可申請(新規・更新)、決算変更届出等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、県機関を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することになります。

○国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について

許可申請時等に提出を求めていた『国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)』については、提出を不要とします。

○営業所に関する書類の簡素化について

・営業所の地図については、提出を求めないこととします。
・営業所を使用する権原を確認する書類(不動産登記簿謄本・賃貸借契約書の写し等)については、提出を求めないこととします。
*なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載いただくこととします。

○令第3条使用人に関する書類の簡素化について

建設業法施行令第3条に規定する使用者の常勤性等を確認するために求めていた『住民票、健康保険証の写し等』及び権限を確認する『委任状等』は、提出を不要とします。

○経営業務管理責任者等に関する書類の簡素化について

経営業務管理責任者及び営業所専任技術者の常勤性等を確認するために求めている『住民票』は、提出を不要とします。

△愛媛県土木部土木管理課	TEL:089-912-2644
	FAX:089-912-2639



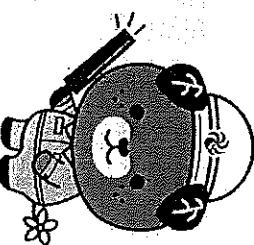
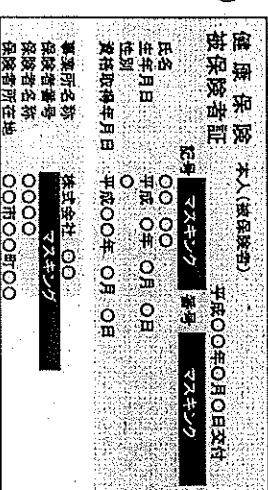
令和2年10月1日から

健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスクをお願いします。

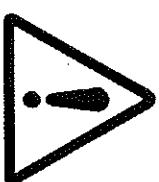
医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止されました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証（写）」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。



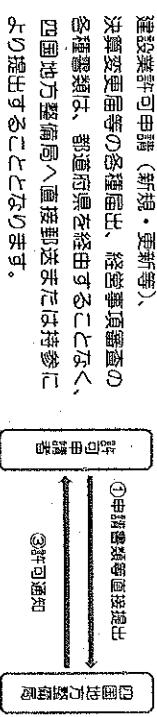
四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ
<四国地方整備局管内（瀬戸、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる營業所を有する大臣許可業者の方が対象です。>



国土交通大臣許可業者の
書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

令和2年4月1日から



※ 詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜郵送先＞

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

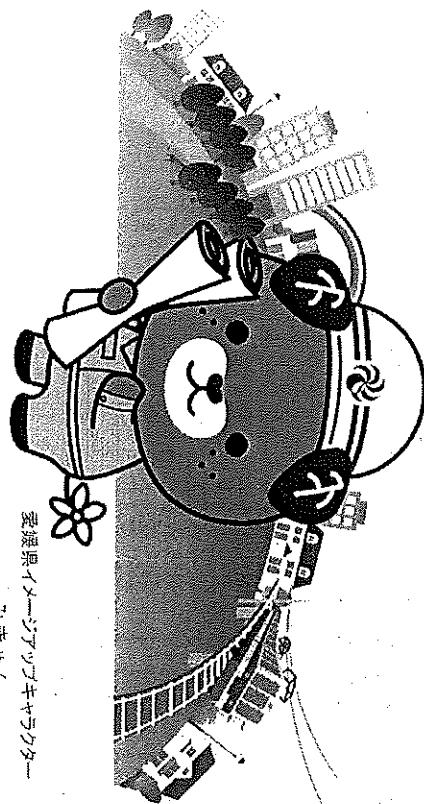
■ 間い合わせ先

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

TEL 087-851-8061 (代)



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

【お問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業G
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話 : 089-912-2643
FAX : 089-912-2639